

京都市消防局訓令乙第3号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団員の服装に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年5月19日

京都市消防局長 森澤 正一

別表第1の1備考以外の部分中「男子用」を「男性用」に、「女子用」を「女性用」に改め、

合冬服用バンド	○		○			
夏服用バンド		○		○		

を削る。

別表第2の1備考以外の部分中「男子用」を「男性用」に、「女子用」を

「女性用」に改め、

合 冬 服 用 バ ン ド
夏 服 用 バ ン ド

を削り、同表備考

2中「合冬服用バンド及び夏服用バンド」を削り、「男子」を「男性」に改め、「合冬服夏服兼用バンド及び」を削り、「女子」を「女性」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年5月20日から施行する。

(消防局総務部庶務課)